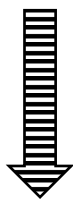


不明本、汚・破損本について（学校図書館団体貸出し・セット貸出し）

1. 不明本に気づいたら

学校図書館で探してください。すでに返却されていないか、市立図書館でも確認しますのでご連絡ください。



（借りている人がわかっている場合）
紛失したことが明らかな場合は、弁償をお願いします。
学校図書館の方が弁償する本を持参し、市立図書館窓口で手続きをしてください。

借りている人がわからない場合は、引き続き探してください。

不明本が延滞の場合は、貸出し・予約はできません。



一定期間探しても見つからない場合は、市立図書館までご連絡ください。年度末まで貸出し・予約可能になりますが、引き続き探してください。

高槻市立図書館ホームページの利用者メニューでは、該当本は「紛失」表示になります。



見つからない場合は、年度末に教育指導課に届け出てください。

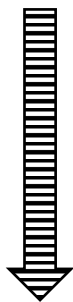
★教育指導課に届出後、あるいは弁償後に不明本が見つかった場合は、図書館にお持ちください。

弁償後の場合は、見つかった本のバーコード等を取り除き、学校図書館の方にお返しします。

2. 汚・破損本に気づいたら

学校図書館で原因を調査してください。汚・破損の程度を確認するため、現物を図書館にご持参ください。

修復可能であれば返却できます。



（汚・破損の原因が借りた人にある場合）
修復不可能と判断された場合は、弁償をお願いします。
学校図書館の方が、汚・破損本と弁償する本を持参し、市立図書館窓口で弁償手続きをしてください。
弁償後、汚・破損本のバーコード等を取り除き、学校図書館の方にお返ししますので、弁償された方にお渡ししてください。

汚・破損の原因が不明の場合は、市立図書館までご連絡ください。今年度末まで貸出し・予約可能になります。

高槻市立図書館ホームページの利用者メニューでは、該当本は「紛失」表示になります



年度末に教育指導課に届け出てください。

3. 新年度の貸出しについて

教育指導課による「高槻市立図書館特別貸出しに係る不明本報告書」の報告をもとに、新年度の貸出し・予約を可能にします。（高槻市立図書館ホームページの利用者メニューでは、該当本は「紛失」表示のままです）